別表六(十五)の表中「調整前法人税額（別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「28」）」を「調整前法人税額（別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「25」）」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(二十八)「7の⑩」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「7の⑫」）」に改め、同表を別表六(十七)とする。

別表六(十四)の表中「調整前法人税額（別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「28」）」を「調整前法人税額（別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「25」）」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(二十八)「7の⑨」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「7の⑪」）」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(二十八)「7の⑧」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「7の⑩」）」に改め、同表の記載要領等第1号中「特別控除)、」を「特別控除）又は」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の9第2項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)」を削り、同号11を次のように改める。

3　「差引改定取得価額 (8)−(9) ⑩」の欄は、租税特別措置法第42条の9第1項に規定する工業用機械等で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が20億円を超える場合には、「差引改定取得価額 / 20億円×(8)−(9) / 一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額 ⑩」と読み替えて計算した金額を記載すること。この場合には、「機械設備等の概要」の欄に当該合計額その他参考となるべき事項を記載すること。